

東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設処理方式検討委員会運営細則

第1 目的

この運営細則は、新ごみ処理施設処理方式検討委員会の運営に関し、附属機関設置条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 附属機関設置条例 | 東金市外三市町清掃組合執行機関の附属機関設置条例    |
| (2) 検討委員会    | 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設処理方式検討委員会 |
| (3) 会議       | 検討委員会の会議                    |
| (4) 委員       | 検討委員会の委員                    |
| (5) 処理方式     | 検討委員会では取り扱われるごみ処理方式         |

第3 担任する事務の項目

附属機関設置条例第2条別表で規定する「担任する事務」の項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- ・処理方式評価基準の策定
- ・処理方式の選定

第4 任期

検討委員会の任期は、担任する事務が終了するまでとする。

第5 会議等開催予定回数

附属機関設置条例第2条及び前項に規定する任期中の会議等の開催予定回数は、他団体視察等を含めて10回程度とする。

## 第6 検討委員会の傍聴

検討委員会の会議の傍聴については、東金市外三市町清掃組合議会傍聴規則を準用する。

ただし、この場合において「議会」とあるのは、「新ごみ処理施設処理方式検討委員会」に、「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

## 第7 会議録の公開

会議録は、検討委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、会議で決するところにより、会議録の全部又は一部を公開しない場合があるものとする。また、会議で決するところにより、会議録に氏名を記載しない場合があるものとする。

## 第8 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害するおそれのあるものについては、漏えいしてはならないものとする。

## 附 則

この運営細則は、平成30年5月18日から適用する。

## 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設処理方式検討委員会運営細則

### 第1 目的

この運営細則は、新ごみ処理施設処理方式検討委員会の運営に関し、附属機関設置条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 附属機関設置条例 | 東金市外三市町清掃組合執行機関の附属機関設置条例    |
| (2) 検討委員会    | 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設処理方式検討委員会 |
| (3) 会議       | 検討委員会の会議                    |
| (4) 委員       | 検討委員会の委員                    |
| (5) 処理方式     | 検討委員会で取り扱われるごみ処理方式          |

### 第3 担任する事務の項目

附属機関設置条例第2条別表で規定する「担任する事務」の項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- ・処理方式評価基準の策定
- ・処理方式の選定

### 第4 任期

検討委員会の任期は、担任する事務が終了するまでとする。

### 第5 会議等開催予定回数

附属機関設置条例第2条及び前項に規定する任期中の会議等の開催予定回数は、他団体視察等を含めて10回程度とする。

## 第6 検討委員会の傍聴

検討委員会の会議の傍聴については、東金市外三市町清掃組合議会傍聴規則を準用する。

ただし、この場合において「議会」とあるのは、「新ごみ処理施設処理方式検討委員会」に、「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

## 第7 会議録の公開

会議録は、検討委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、会議で決するところにより、会議録の全部又は一部を公開しない場合があるものとする。また、会議で決するところにより、会議録に氏名を記載しない場合があるものとする。

## 第8 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害するおそれのあるものについては、漏えいしてはならないものとする。

## 附 則

この運営細則は、平成30年5月18日から適用する。